

第16回豊島廃棄物処理協議会議事録

日時 平成19年9月9日(日) 13:30~15:30

場所 豊島公民館 2階 和室

出席協議会員(15名)

学識経験者

会長代理 岡市友利

申請人らの代表者

大川真郎 石田正也 日高清司(中地重晴代理) 長坂三治

濱中幸三 安岐正三 石井亨

香川県

田代健 青山忠幸 高畠正博 吉田隆則 大森利春

工代祐司 森敏樹

印は議事録署名人

傍聴者

豊島3自治会関係者 約50名

公害等調整委員会専門委員 佐藤雄也

報道関係者 4社(四国新聞、山陽新聞、朝日新聞、読売新聞)

議事

開会

司会者から以下の報告があった。

- ・南会長は欠席である。
- ・県側協議会員として、平成19年4月1日付で吉田環境森林部次長が着任した。
- ・中地協議会員の代理として日高清司氏が出席している。
- ・公害等調整委員会から佐藤専門委員が出席している。

会長代理挨拶(要旨)

- ・豊島廃棄物等処理事業は、平成15年9月の事業開始から4年が経過する。その間、小規模爆発事故、ベルトコンベアの故障、バグフィルタの問題などがあったが、関係者が理念としてきた共創という考え方のもとで乗り越えてきた。
- ・現時点で、およそ1/3の処理が終わっているが、処理量が計画の100%に達していない。このことについて、今後どのように処理量アップを図っていくかということが今日の議題の一つである。
- ・双方から積極的に意見を出して、理解を深めるとともに廃棄物処理のためにご協力をお願いしたい。

議題

(1) 協議会の運営について

- ・議事録署名人に長坂協議会員と青山協議会員を指名し了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況について

県側説明

豊島廃棄物等の処理量

- ・現在、計画量23万トンに対し処理量が20万トン、処理量/計画量は、85.9%という状況である。廃棄物の全体量が59万2千トンなので、処理量/全体量は33.9%で約1/3が終了したという状況である。

副成物の発生量と有効利用量

- ・鉄と銅とアルミは、有価物として選別して、競売により販売している。
- ・溶融スラグは、供給が需要に間に合わないということで、販売を6月4日から9月30日まで止めている。

見学者の状況

- ・平成16年をピークにして、豊島、直島ともに減少している。環境学習の場として学校関係にも宣伝しているし、婦人会とか老人会の関係にも宣伝を行っている。

住民側

- ・計画量に対し遅れている理由は何か。

県側

- ・平成16年1月に小爆発事故があり同年4月2日の再開まで炉が止まった。
- ・小爆発事故の教訓もあり安全面を第一に無理をしないで運転している。
- ・年数が経つにつれ、炉の耐火レンガが劣化して処理能力が落ちてくる。

住民側

- ・我々もできる限り、豊島に来て見学してほしいということで、毎年春にはアースデイ、夏には島の学校を開校している。これらについて、県に対して後援依頼をしているが、なかなか後援がもらえないという状況なので、是非来年は後援をいただきたい。

(3) 豊島廃棄物等の処理方策について

県側説明

- ・平成15年9月からこれまでの処理実績が9割程度であるが、計画期間(国の支援が終わる24年度末)内に処理を完了させるため、新たな処理方策を管理委員会の指導と助言のもとに検討している。

- ・19年度から、年間で粗大スラグ2千トン、シルト状スラグ3千トン、不溶化ダスト3百トンについて対策を実施している。これにより、年間でトータル5千3百トンが有効利用でき、その分、豊島の廃棄物の処理量を上げることができる。
- ・炉の大改修は、耐火レンガを張り替えるということで経費はかかるが、処理量を上げることができる。大改修の前後では、1日の処理量が1～2割、1日80トンが最高で110トン処理できるまでに回復した。また、油の燃費が3割くらいよくなった。
- ・ロータリーキルン炉で仮置土を処理しようと検討しており、8月5日の管理委員会では、技術的には無害化が可能という結論が出た。現在、施設の改造や処理後の土の有効利用について検討している。

・8月5日の管理委員会に諮って、新たな検討を始めることになったものが2点ある。

(直下汚染土壌)

- ・これは、廃棄物の下のもともと汚れていない土壌の上に廃棄物を置いたために、汚水が土壌を汚染したのではないかという懸念があるもので、約8万6千トンある。
- ・6月に7mくらい掘って化学分析して調べた結果を管理委員会に諮ったところ、水洗浄という方法で簡単に無害化処理が可能という結論になった。
- ・水洗浄機械をどういうものにするか、処理後の土砂をどうするのかということも、関係者の皆さんと協議を進めていく。

(燃料転換)

- ・現在は硫黄分の少ないA重油を使っているが、これにC重油を混合することによって、輝炎幅射という幅射効果で明るい炎が出て溶融効率が上がるということがわかっていて、8月5日の管理委員会で、直島のプラントに導入しても問題ないということで検討を始めることになった。
- ・経費的な部分についてはどれくらい改造費にかかるのか検討する。
- ・処理量が上がるということは実績として出ている。

(仮置土の高温熱処理と直下汚染土壌の水洗浄処理に係る調停条項上の考え方)

- ・調停条項2には「香川県は、本調停条項に定める事業を実施するにあたっては、技術検討委員会の検討結果に従う」という基本原則が規定されている。また、調停条項3と5には、「香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、本件処分地の廃棄物及びこれによる汚染土壌を豊島から搬出し、搬出した本件廃棄物等を焼却・溶融方式によって処理する」とあり、さらに調停条項7には「香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、別に定めるところにより、関連分野の知見を有する専門家の指導・助言等のもとに本件事業を実施する」と規定されている。
- ・これらの規定に従い、これまで報告したとおり、豊島廃棄物等管理委員会の指導・助言に基づき、処理対象物や処理方法などの検討をおこなってきたところ、掘削現場内にある仮置土と直下汚染土壌については、溶融以外の方法でも処理の可能性があることが分かってきた。

- ・こうしたことから引き続き、検討を進め、溶融しなくても無害化できることが技術的にも確認され、管理委員会の了承を得ることができれば、このような方法で、処理を進めることは、調停条項上特に問題ないと考えている。また、結果として、処理量アップが図れると期待している。
- ・なお、南会長には、この県の考え方で了承をいただいている。

住民側

- ・県から、調停条項をどう解釈するかという説明があったが、一番大事なことを説明していない。
- ・調停条項は香川県と豊島住民の双方を拘束するものであり、調停条項の文言は守らなければならない。その文言を替えるためには、県と住民との新たな合意が必要になる。
- ・これまで県が経費と期間の制限の中で努力してきたことはよく分かっているし、困難な状況を打開するに当たって、直下汚染土壌の水洗浄処理を検討せざるを得ない状況もよく理解できる。
- ・その検討は、管理委員会の指導と助言のもとになされるべきだが、最終決定は、住民と県との合意の上に成り立つものでなければならないことを忘れてはいけない。私たちは柔軟に対応するが、その根幹を忘れてはいけない。

県側

- ・大川委員の指摘の趣旨は、県も十分に認識している。調停条項が基本であり、それから離れて考えることはないということは、大川委員と同じ認識に立っている。
- ・今までも全てを焼却・溶融しているわけではないということも踏まえて、調停条項の文言からそれるものではないという認識をしている。

住民側

- ・2004年3月、高松市の新開公園の汚染土壌の処理の際には、調停条項を踏まえて、付記という形で合意をした。
- ・8月5日の管理委員会で検討したのは、管理委員会が水洗浄処理の実験をやるということを承認したのであって、廃棄物を処理してもよいというまでの承認は出していない。
- ・それが可能かどうかはこれからの段階であって、承認をするには、実験に立ち会って確認する必要がある。そして管理委員会の技術的な担保をとって、その上で、全体計画の変更が必要になる。
- ・汚染土壌は8万6千トンなので、今までの掘削計画がそのままよいかどうか、これも議論する必要がある。
- ・これについては管理委員会で検討し、実施するのであれば、調停条項の変更をすべきだ。

会長代理

- ・調停条項の考え方は、処理協議会の中で議論していく必要がある。8月5日の管理委員会では、水洗浄処理の実験をしようということで、処理を進めることまで承認したものではない。少なくとも処理協議会での合意がないと進められない。
- ・調停条項をどのように解釈するかは、大川委員や田代委員らの意見を聞きながら議論を進めてほしい。

住民側

- ・共創の理念に基づいて、共通の敵は廃棄物だということで、一日でも早く処理を進めて行きたいと思っているが、あいまいな形で進めるのは非常に危険である。双方が納得した上で物事を進めていくということが、処理協議会の基本的な考え方だと思う。
- ・考え方を確認していただければ結構なことで、次に管理委員会で技術的な担保をしてくれたらこの協議に入っていける。

県側

- ・調停条項上、直下土壌の処理をどのように位置づけるのかは十分に検討するが、調停条項上どう位置づけるのか、県の基本的な考え方は述べたが、なお今後、現実はどうするのかによって考えていったらいいと思う。

住民側

- ・調停条項をどう解釈するかは明確であり、調停条項の5条では、焼却・溶融処理すると書いており、8万6千トンについてそれをしないということになると、調停条項の変更になることは明らかである。今回は、調停条項の根幹に関わる問題なので、それくらいの覚悟で臨んでほしい。

県側

- ・確かに調停条項の中で、焼却・溶融すると書かれているが、一方で調停条項の2の基本原則には、「香川県は、本調停条項に定める事業を実施するにあたっては、技術検討委員会の検討結果に従う」とあるし、また7の専門家の関与というところでは「香川県は、技術検討委員会の検討結果に従い、別に定めるところにより、関連分野の知見を有する専門家の指導・助言等のもとに本件事業を実施する」とされている。
- ・調停を結んだときには、当時の知見に基づき、技術検討委員会で検討していただいて、その結果、汚染の可能性があるもの全てを一括して捉えて、溶融しようということにしたが、調停条項の趣旨というのは、2の基本原則や7の専門家の関与というところにあるように技術検討委員会や専門家の方々の検討結果や指導などに従い、それをもとに事業を実施するというものである。

- ・今の調停条項の中で、今回新たな処理方法についても専門家、具体的には管理委員会だが、技術的な観点から検討していただいて環境に支障がないということでした承いただければ、特殊前処理物に準じて処理することも調停条項には違反しないのではないかと考えている。

住民側

- ・その解釈は完全に間違っていると思う。技術検討委員会の結果に従いというのは、調停時点において、技術検討委員会の出した成果をきちんと県に履行してもらいたいために定めた文言であって、将来に亘って技術検討委員会や管理委員会がどういう結論を出そうと、住民の頭を超えて、それに従うという規定では全くない。
- ・管理委員会の役割は助言、監督であってその助言と監督に基づいて、県と住民がどうするかということを決めるわけで、あくまでも主人公は県と住民である。そのことを忘れて、前文とか抽象的な文言を利用しながら、管理委員会さえ決めれば、住民の意向がどうであれ構わないんですよ、ということを県が調停条項上の解釈としているのだとしたら、ここから先に決着付けましょう。

県側

- ・水洗浄による直下土壌処理は、今後いろいろ検討課題もあるし、具体的な実施方法を見定めていく中で、この調停条項との関係をなお検討するので、今、大川委員が提案した調停条項の文言の解釈を今やる必要はないのではないかと。

住民側

- ・私の意見どおりに表現してくださいというわけではないが、あたかも、調停条項の解釈はこれでいいんだと言わんばかりの県の説明は承服しがたい。ここで議論の決着をつけられないなら、持ってかえってよく検討してほしい。

会長代理

- ・この問題は、技術的なことは管理委員会の役割だが、それを実際の処理に適用するかどうかは、処理協議会の場で、両者が議論し意見をまとめればいい。
- ・これを実施するに当たっては、処理協議会の意見を尊重するよにとのことであったことを、管理委員会の場においても伝えていきたい。

住民側

- ・シルト状スラグは、九州の方で処理しているということだが、我々が調停時に一番大切にすることは何かというと、完全撤去、2次被害を出さない、住民の参加、つまり、情報の公開だから、これがどこでどのように処理されているのか、是非、立ち会って確認したい。

県側

- ・シルト状スラグの情報公開については、この1年くらいはシルト状スラグの出方を見て、インターネットで出すほうがいいのか、今のインターネットのトピックスのなところで、月にどのくらい処理しましたと出す方がいいのか、検討する。
- ・九州工場の立会いは、受入側の状況もあるので確認してみる。

会長代理

- ・シルト状スラグは、出てくる量がはっきりしてくればインターネットの上でぜひ公開してほしい。

会長代理

- ・直下汚染土壌の水洗浄処理は、今後の廃棄物処理の進行状況を左右するものだから、慎重に、しかし、比較的早く、処理協議会などで結論を出していきたいと思う。場合によっては、臨時の処理協議会を開いても構わないと思っている。このことは管理委員会の技術的な進行やその他を見据えた上で、県と住民が協議していただきたいと思う。

住民側

- ・今までの処理実績が85.9%という提示があった。これでいくと何年くらい予定より遅れるのか。今の数字を使っていくと何年くらい余分にかかるという示し方をしてほしいし、こういう処理をした場合、それが全体でどれくらい短縮につながるのか、という表し方をしてほしい。
- ・仮にこういうことをやったとしても、また変更せざるを得ないという事情がありえるという数字である気がするので、そういう意味でも大切だし、調停条項のこれをやる、ということであれば、新たな合意による変更になると理解しているので大切に扱ってもらいたい。

県側

- ・処理量の見込みだが、約59万トンの廃棄物の内、今までに約20万トンが終わった。あと40万トン残っているので、19年度はロータリーキルン炉の4千トンも入れて、1万トン近くの処理量アップを図ろうということで計画した。ただ、ロータリーキルン炉以外は、年間5千トンくらいはいけるだろうと見込んでいるが、ロータリーキルン炉は、やっと8月5日の管理委員会で技術的な見通しができたので、これからそのほかの付属する検討を進めるため、19年度のロータリーキルン炉の処理が実施できるかどうかは危ういところがある。
- ・残りが40万トンで、18年度ベースで5万2千トン/年、あと6年くらいあるので、約31万トンになり、引いたらあと9万トンになる。粗大スラグ等の処理が年間5千トンくらいとして、6年で3万トン、後は水洗浄での土壌処理とロータリーキルン炉での処理の行方にかかっているという状況である。

- ・水洗浄処理の対象物が8万6千トンあるが、これがうまく進めば、全量が60万トンと想定したら、24年度までの期間内に少し余裕を持って終わる見込みである。

会長代理

- ・何としても期間内に処理を終えたいというのは管理委員会でも考えている。
- ・調停条項を前提とした上で、どのような問題があるのか、新しい技術がどんどん提案されてくるという現状では、それをどう適用していくのか、というとき、この処理協議会が機能を発揮していくべきだと思っている。
- ・あと6年間もあるが、6年は長いように思えるが、これまで過ぎてきた豊島問題の年数から比べれば決して長いものではなく、その間に詰めた議論をしていくことがこの協議会の役目だと思っている。

住民側

- ・豊島廃棄物の処理方策については、住民と県側と意見を調整して、県だけの意見だけで前へ進まないように要求する。

(4) 豊島処分地の現状について

県側説明

掘削現場の状況

- ・昨年までは第1次掘削として標高12mまで掘削を進めてきた。今年は約8mくらいまで掘り下げていくという作業を行っている。
- ・春から1工区の掘り下げをしており、シュレッダーの方は約1万 m^3 くらい掘り、順次これを処理して、現在、約6千 m^3 くらい残っている。そして、掘った後に仮置き土を約1万3千 m^3 くらい盛っている。
- ・また、東トレンチの拡張で2千 m^3 ほど掘った。これは、今後掘削が進んでいくと、12mの高さが下がってくる。そうすると水深が取れなくなるので、当然、溜める量が減ってくるので、少し大きくして掘削面が下がっても容量がとれるようにしたものである。
- ・今後は、1工区の残りのシュレッダーを掘削するとともに、2工区のシュレッダーの掘削を行うこととし、本年度中に2工区の掘削を終了させる見込みである。
- ・地下水の量は、平成19年7月現在で試算したところ、公調委調査時の水位に対し約1万 m^3 増となった。

豊島処分地の排水対策

- ・平成16年の台風等の豪雨により、豊島処分地からダイオキシン類濃度が管理基準値を超える汚染水が排出される問題が生じた。このため、豊島廃棄物等管理委員会のうち水環境の専門家で構成する豊島処分地排水対策検討会を設置して、原因究明や具体的な対策を検討し実施してきた。

(対策)

- ・処分地後背地の汚染土壌からのダイオキシン類の流出防止
 - ・雨水排水路の整備により掘削現場と後背地を完全に分離
 - ・掘削現場内浸透トレンチからの汚染水流出防止
 - ・場内運搬道路からの汚染水流出防止
 - ・雨水排水路付近の山積み廃棄物の優先処理など粉じん対策
- ・改善工事が完了し、平成17年9月に分析した結果、管理基準値以下だったので、沈砂池1の水を放流した。ただ、沈砂池2については、まだ、水質的には不安があるということで、初期雨水の貯留槽を設けた。
 - ・平成18年3月29日の管理委員会において、3月20日と24日に採水した水質の分析結果が2回とも管理基準値を満足しておれば、通常管理に戻すということの承認を受け、平成18年4月18日通常管理にもどした。
 - ・平成19年6月3日の排水対策検討会において、水質が改善したことから、初期流入水の除去対策は中止し、新たに流入土砂の対策を実施することになった。
 - ・今後の対応方針として、初期流入水貯留槽は、容量を確保するために、できるだけ空の状態にしておく。ただし、沈砂池2の沈降容量を確保する観点から、現在の初期流入水貯留槽を有効に活用し、次の運用手順書によって管理する。1つは、初期雨水貯留槽の上の方の水を連通管を用いて一部沈砂池1のほうへ移送し、20トンの空き容量を確保しておく、2つ目として、初期流入水貯留槽について、土砂等の清掃を概ね月1回行い、その回収した土砂等は豊島廃棄物として処理するというもの。
 - ・それ以外は、引き続き管理方法は同じで、沈砂池2の水質管理は、年4回の環境モニタリング調査により引き続き行う。沈砂池2からの影響調査ということで、周辺地先海域の水質調査や海岸感潮域間隙水水質調査及び底質調査を引き続き行う。

会長代理

- ・豊島処分地の排水対策としては、
 - ・豊島の南斜面にあった廃棄物を除き、さらにそのダイオキシンに汚染されている恐れのある土壌を250ピコグラムまで取り除いた。
 - ・山すその雨水排水路が崩れていたため、きちんと整備して、後背地と掘削現場を分離した。
 - ・掘削現場内の浸透トレンチから汚水の流出を還流ポンプなどを設置して防いだ。
 - ・場内の運搬道路が西側に傾いていたため、ダイオキシンを含んだ土砂で水が沈砂池1へ流れていくので、それを少し道路の傾斜を替えることによって、廃棄物処分地の方へ入るように直した。
 - ・粉じんがついている車輛の洗浄を綿密に行うようにした。また、それと粉じんが飛ばないように、シュレッダーの上にとしっかりと覆いをした。
- ・以上のような対策で、沈砂池2の特にダイオキシン濃度がぐっと下がってきたので管理委員会も沈砂池2を通常管理に戻そうという結論を出した。

住民側

- ・豊島処分地のことについては、管理委員会の指導のとおり、概ね実施されていると思っている。

(5)各種会議の開催状況について

県側説明

- ・今年に入って開催された、管理委員会、排水対策検討会、健康管理委員会、処理協議会での主な協議内容について説明した。

住民側

- ・健康診断の結果と作業中の事故の状況はどうか。

県側

- ・健康診断は、一般健康診断と特殊健康診断を実施しているが、特に豊島事業の中で異常がみられたということはない。

他に意見もなく、その他の議題もないことから本日の協議会を終了した。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成19年10月26日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 長 坂 三 治

協議会員 青 山 忠 幸